

特 記 事 項

項目	特 記 事 項
債務負担行為にかか かる契約の次の支 払いについて ・前払金 ・中間前金 ・部分払	<p>各会計年度における請負代金の支払い限度額は、次のとおりとする。</p> <p>令和 4 年度 請負代金額の 0.45% 令和 5 年度 請負代金額の 25% 令和 6 年度 請負代金額の 72% 令和 7 年度 残額</p> <p>出来高予定額</p> <p>令和 4 年度 請負代金額の 0.45% 令和 5 年度 請負代金額の 25% 令和 6 年度 請負代金額の 72% 令和 7 年度 残額</p> <p>支払い方法について、次のとおりとする。</p> <p>前金払い 請求可</p> <p>令和 4 年度 請負代金額の 40%以下 令和 5 年度 請負代金額の 40%以下 令和 6 年度 請負代金額の 40%以下 令和 7 年度 残額</p> <p>契約年度において請負代金額の 40%以内で支払い限度額の範囲内を請求できるものとする。</p> <p>中間前金払・部分払い</p> <p>契約約款特約事項 22 項により、契約締結時にいずれかを選択するものとする。ただし、中間前金払いを選択した場合においても、契約会計年度は、出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを請求できるものとする。</p> <p>なお、部分払いについては、各会計年度における請求できる回数は次のとおりとする。</p> <p>令和 4 年度 1 回を超えることができない。 令和 5 年度 1 回を超えることができない。 令和 6 年度 1 回を超えることができない。 令和 7 年度 1 回を超えることができない。</p>